介護サービス関係 Q&A集

※ 全サービス共通及び居宅サービス共通に関するQ＆Aは、厚生労働省のホームページで御確認ください。

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
1	全サービス共通	人員	人員配置基準における両立支援	人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非 常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「 同等の資質を有する 」かについてどのように判断するのか。	・介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。 ＜常勤の計算＞ ・育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。 ＜常勤換算の計算＞ ・職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。 ※平成 27年度介護報酬改定に関するQ＆A （平成 27 年4月1日）問2は削除する。 ＜同等の資質を有する者の特例＞ ・「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業 、育児休業に準ずる休業 、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める 。 ・なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。	3.3.19 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.1）（令和3年3月19日）」の送付について
2	全サービス共通	運営	虐待防止委員会の開催や研修	居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。	虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について
3	居宅療養管理指導事業所	運営	建物の取扱い	以下の場合は、どのように取扱うのか。 ① 同一敷地内又は隣接地に棟が異なる建物が集まったマンション群や公団住宅等の場合 ② 外観上明らかに別建物であるが渡り廊下のみで繋がっている場合	いずれも別の建物となる。	24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成24 年3 月16 日）」の送付について
4	居宅療養管理指導事業所	運営	他の薬局との連携	既に在宅基幹薬局として居宅療養管理指導を実施している薬局が、サポート薬局となることはできるのか。	サポート薬局となることができる。ただし、同一の利用者において、在宅基幹薬局とサポート薬局との位置付けが頻繁に変わることは認められない。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 「平成24年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.2）（平成24 年3 月30 日）」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

※ 全サービス共通及び居宅サービス共通に関するQ＆Aは、厚生労働省のホームページで御確認ください。

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
5	居宅療養管理指導事業所	運営	他の薬局との連携	サポート薬局として1つの薬局が、複数の在宅基幹薬局と連携することは可能か。	連携することは可能である。ただし、サポート薬局として在宅業務に支障がない範囲で対応する必要がある。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（平成24 年3 月30 日）」の送付について
6	居宅療養管理指導事業所	運営	他の薬局との連携	サポート薬局が在宅基幹薬局に代わり医療用麻薬を使用している利用者の居宅療養管理指導を実施する場合は、在宅基幹薬局及びサポート薬局のいずれの薬局も麻薬小売業の免許を取得していなければならないのか。	いずれについても免許を取得していることが必要である。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2）（平成24 年3 月30 日）」の送付について
7	居宅療養管理指導事業所	報酬	月の途中からの医療保険から介護保険への給付変更	歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導において、月の途中から給付が医療保険から介護保険に変更した場合に、どのように取扱うのか。	月の途中から医療保険から介護保険に変更した場合、1月当たりの算定回数については、同一医療機関において、両方の回数を合算する。 ※ 平成15年Q&A(vol.1)（平成15年5月30日） 居宅療養管理指導のQ4は削除する。	24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)（平成24 年3 月16 日）」の送付について
8	居宅療養管理指導事業所	報酬	居宅療養管理指導と寝たきり老人訪問診療	「寝たきり老人在宅総合診療料」と「居宅療養管理指導費」は同時に算定できるが、「寝たきり老人訪問診療料」と「居宅療養管理指導費」は同時に算定できるか。	算定できる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
9	居宅療養管理指導事業所	報酬	居宅療養管理指導のみの請求を行うときの居宅サービス計画欄の記載	介護給付費明細書(様式第2号）において、居宅療養管理指導のみの請求を行う場合は居宅サービス計画欄の記載を要しないこととなっているが、インタフェース仕様書においては、居宅サービス計画作成区分コードは必須項目となっている、伝送または磁気媒体で請求する場合には、何を設定するのか。	居宅療養管理指導については、サービス計画に基づくサービスではないため、当該サービスのみの請求を行う場合には居宅サービス計画欄の記載を要しないこととなっている。 しかし、伝送または磁気媒体で請求を行う場合には、インタフェース仕様書のとおり、様式第2号における居宅サービス計画作成区分コードは必須項目となっており、何らかの設定が必要となるので、この場合、以下の2つの方法により設定することとする。 1 被保険者証にサービス計画作成居宅支援事業所の記載がある場合 （被保険者が訪問通所または短期入所サービスを居宅支援事業所が作成したサービス計画に基づき受給している場合） 居宅サービス計画作成区分コードに“ 1” 居宅介護支援事業所番号に被保険者証記載のサービス計画作成居宅支援事業所番号を設定する。 2 被保険者証にサービス計画作成居宅支援事業所の記載がない場合 （被保険者が訪問通所または短期入所サービスを自己作成のサービス計画に基づき受給している場合または痴呆対応型共同生活介護または特定施設入所者生活介護を受給している場合） 居宅サービス計画作成区分コードに”2” を設定する。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

介護サービス関係 Q&A集

※ 全サービス共通及び居宅サービス共通に関するQ＆Aは、厚生労働省のホームページで御確認ください。

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
10	居宅療養管理指導事業所	報酬	月2回までの算定	医師・歯科医師の居宅療養管理指導について、1人の利用者についてそれぞれ月2回まで算定できることとされたが、その具体的内容について	1人の医師及び1人の歯科医師のみが、1人の利用者について1月に2回居宅療養管理指導を算定できる。複数の医師、複数の歯科医師による算定は原則としてできないが、主治の医師または歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して指導を行った場合も算定できる。	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A
11	居宅療養管理指導事業所	報酬	算定日	医師・歯科医師の居宅療養管理指導の算定日について、例えば、ある月に5回訪問診療があり、そのいずれも居宅療養管理指導を行った場合に、月2回居宅療養管理指導を算定しようとする場合の算定日は、事業所の任意で、5回の訪問診療の日のうちいずれの日から選んでもよいか。	医師・歯科医師の居宅療養管理指導については、1日の訪問診療又は往診に月1回のみ算定できる。当該月の訪問診療または往診が3日以上ある場合は、当該に日のうち、主たる管理指導を行った2回の訪問診療または往診の日とする。	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A
12	居宅療養管理指導事業所	報酬	訪問診療と同一日の算定	訪問診療を算定した同一日における薬剤師等の居宅療養管理指導の算定について	医療保険による訪問診療を算定した日において、医療機関の薬剤師・管理栄養士の居宅療養管理指導を算定できない。ただし、医療機関の薬剤師・管理栄養士の居宅療養管理指導を行った後、患者の病状の急変等により、往診を行った場合についてはこの限りではない。 ※管理栄養士による居宅療養管理指導については、平成 15 年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.151）（平成 15 年5月 30 日）問6は適用せず 、令和6年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.1）問93を適用する。	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 問6
13	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者	医師の居宅療養管理指導において、同じ建築物に居住する2人に対して、同一月中に2人に訪問診療を行う場合であって、1人は当該月に訪問診療のみを行い、もう1人は当該月に訪問診療と居宅療養管理指導を行う場合に、居宅療養管理指導については、どの単位数を算定することとなるのか。	単一建物居住者1人に対して行う場合の単位数を算定する。 なお、歯科医師による居宅療養管理指導についても同様の取扱いとなる。	30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.3)（平成30 年4月13日）」の送付について ※ 平成30 年4 月13日以降、平成24 年Q＆A（vol.2）（平成24 年3月30 日）問5は削除する。
14	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者	以下のような場合は、「単一建物居住者」複数人に対して行う場合の居宅療養管理指導費を算定するのか。 ① 利用者の都合等により、単一建物居住者複数人に対して行う場合であっても、2回に分けて居宅療養管理指導を行わなければならない場合 ② 同じマンションに、同一月に同じ居宅療養管理指導事業所の別の医師がそれぞれ別の利用者に居宅療養管理指導を行った場合	いずれの利用者に対しても「単一建物居住者」複数人に対して行う場合の居宅療養管理指導を算定する。	30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成30年3月23日）」の送付について ※ 平成30 年10 月1日以降、平成24 年Q＆A（vol.1）（平成24 年3月16 日）問50 は削除する。
15	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者	同一月に、同一の集合住宅等に居住する2人の利用者に対し、居宅療養管理指導事業所の医師が訪問し、居宅療養管理指導を行う際に、1人が要介護者で、もう1人が要支援者である場合は、単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定するのか。	要介護者は単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の居宅療養管理指導費を、要支援者は単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の介護予防居宅療養管理指導費を算定する。なお、他の職種についても同様の取扱いとなる。	30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成30年3月23日）」の送付について ※ 平成30 年10 月1日以降、平成24 年Q＆A（vol.2）（平成24 年4月25 日）問5は削除する。
16	居宅療養管理指導事業所	報酬	介護支援専門員への情報提供	医師、歯科医師又は薬剤師による居宅療養管理指導について、介護支援専門員への情報提供が必ず必要になったが、月に複数回の居宅療養管理指導を行う場合であっても、毎回情報提供を行わなければ算定できないのか。	・毎回行うことが必要である。 ・なお、医学的観点から、利用者の状態に変化がなければ、変化がないことを情報提供することや、利用者や家族に対して往診時に行った指導・助言の内容を情報提供することでよい。	30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成30年3月23日）」の送付について ※ 平成30 年10 月1日以降、平成24 年Q＆A（vol.1）（平成24 年3月16 日）問54 は削除する。

介護サービス関係 Q&A集

※ 全サービス共通及び居宅サービス共通に関するQ＆Aは、厚生労働省のホームページで御確認ください。

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
17	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者	住民票の住所と実際の居住場所が異なる場合は、実際の居住場所で「単一建物居住者」の人数を判断してよいか。	実際の居住場所で判断する。	30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成30年3月23日）」の送付について ※ 平成30 年10 月1日以降、平成24 年Q＆A（vol.1）（平成24 年3月16 日）問52 は削除する。
18	居宅療養管理指導事業所	報酬	事業の実施地域の届出	居宅療養管理指導において、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を創設するにあたり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づく運営規程に定めることを指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所に求めることを受けて、運営規程の変更として、当該変更に係る事項について当該指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならないのか。	運営規程に定める通常の事業の実施地域について、都道府県知事に届け出る必要はないが、一旦運営規程に定めた実施地域を変更する場合は、届け出る必要がある。	30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成30年3月23日）」の送付について
19	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者の人数が変更になった場合の算定	居宅療養管理指導の利用者の転居や死亡等によって、月の途中で単一建物居住者の人数が変更になった場合の居宅療養管理指導費の算定はどうすればよいか。	居宅療養管理指導の利用者が死亡する等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が減少する場合は、当月に居宅療養管理指導を実施する当初の予定の人数に応じた区分で算定する。 また、居宅療養管理指導の利用者が転居してきた等の事情により、月の途中で単一建物居住者の人数が増加する場合は、 ① 当月に居宅療養管理指導を実施する予定の利用者については、当初の予定人数に応じた区分により、 ② 当月に転居してきた居宅療養管理指導の利用者等については、当該転居してきた利用者を含めた、転居時点における居宅療養管理指導の全利用者数に応じた区分により、 それぞれ算定する。 なお、転居や死亡等の事由については診療録等に記載すること。 例えば、同一の建築物の10 名に居宅療養管理指導を行う予定としており、1名が月の途中で退去した場合は、当該建築物の9名の利用者について、「単一建物居住者10 名以上に対して行う場合」の区分で算定する。 また、同一の建築物の9名に居宅療養管理指導を行う予定としており、1名が月の途中で転入した場合は、当初の9名の利用者については、「単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合」の区分で算定し、転入した1名については、「単一建物居住者10名以上に対して行う場合」の区分で算定する。	30.5.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.657 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.4)（平成30 年5月29 日）」の送付について
20	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者の人数の考え方	同一の建築物において、認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合の居宅療養管理指導費の算定はどうすればよいか。	同一の建築物において、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所と集合住宅が併存する場合には、次のとおり、認知症対応型共同生活介護事業所とそれ以外で区別し、居宅療養管理指導費を算定する。 ① 当該建築物のうち認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなす。ただし、1つのユニットで1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合には、利用者ごとに「単一建物居者が1人の場合」の区分で算定する。 ② 当該建築物のうち認知症対応型共同生活介護事業所以外については、認知症対応型共同生活介護事業所で居宅療養管理指導を実施する人数を含め、当該建築物で居宅療養管理指導を実施する人数を単一建物居住者の人数とする。 ただし、当該建築物で1つの同一世帯の利用者のみに居宅療養管理指導を実施する場合は、利用者ごとに「単一建物居者が1人の場合」の区分で算定する。 また、「当該建築物で居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合」又は「当該建築物の戸数が20 戸未満であって、居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合」については、利用者ごとに「単一建物居住者1人に対して行う場合」の区分で算定する。	30.5.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.657 「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.4)（平成30 年5月29 日）」の送付について

介護サービス関係 Q&A集

※ 全サービス共通及び居宅サービス共通に関するQ＆Aは、厚生労働省のホームページで御確認ください。

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
21	居宅療養管理指導事業所	報酬	単一建物居住者	同一の集合住宅に、複数の「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」がある場合、算定はどうすればよいか。 また、同一の集合住宅に、「同居する同一世帯に居宅療養管理指導費の利用者が2人以上いる世帯」とそれ以外の利用者がいる場合、算定はどうすればよいか。	いずれの場合についても、居宅療養管理指導を実施する予定の合計数に応じた区分により算定する。 例えば、同一の集合住宅に、居宅療養管理指導費を利用する「同居する夫婦の世帯」が2世帯ある場合の区分については、「単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合」の区分により算定する。 また、同一の集合住宅に、居宅療養管理指導費を利用する「同居する夫婦の世帯」が1世帯と居宅療養管理指導費を利用する者が「1人の世帯」が8世帯ある場合の区分については、「単一建物居住者10人以上に対して行う場合」の区分により算定する。	30.5.29 事務連絡 介護保険最新情報vol.657 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.4)（平成30 年5月29 日）」の送付について
22	居宅療養管理指導事業所	運営	管理栄養士による居宅療養管理指導	外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。	入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は 管理栄養士を 1 名以上配置することが 求められる施設（例 100 床以上の介護老人保健施設）において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について
23	居宅療養管理指導事業所	運営	医師又は歯科医師の指示	居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示は、どのような方法で行えばよいか。	・指示を行うにあたっては、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師又は歯科医師と同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や緊急等やむを得ない場合を除き、診療状況を示す文書、処方箋等（メール、FAX等でも可）（以下「文書等 」という。）に、「要訪問」「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨がわかる内容及び指示期間（6月以内に限る。）を記載すること。ただし、指示期間については、1か月以内（薬剤師への指示の場合は処方日数（当該処方のうち最も長いもの）又は1か月のうち長い方の期間以内）の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこと。 ・なお、医師又は歯科医師の指示がない場合は算定できないことに留意すること。 ※平成 18年4月改定関係Q＆A（ Vol. 1）（平成18年3月22日 ）問 8 は削除する。	3.4.9 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.5）（令和3年4月9日）」の送付について
24	居宅療養管理指導事業所		管理栄養士による居宅療養管理指導	管理栄養士の居宅療養管理指導において、一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示は、同月に2回の指示を出すことはできるか。	できない。一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示は、その指示の終了する日が属する月に出すことはできない。	R6.3.15事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.1）（令和6年3月15 日）」の送付について 問92
25	居宅療養管理指導事業所		管理栄養士による居宅療養管理指導	医師が訪問診療を行った同日に管理栄養士による居宅療養管理指導を実施した場合、算定をできるか。	できる。 ※管理栄養士による居宅療養管理指導については、平成 15 年度介護報酬改定に関するQ＆A (Vol.151)（平成 15 年5月 30 日）問6を適用せず、上記 Q&A を適用する。	R6.3.15事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol.1）（令和6年3月16 日）」の送付について 問93

介護サービス関係 Q&A集

※ 全サービス共通及び居宅サービス共通に関するQ＆Aは、厚生労働省のホームページで御確認ください。

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
26	全サービス共通		虐待防止委員会及び研修について	居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。	・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。 ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。 ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。 ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。 ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。 (※)社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和３年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和３年度老人保健健康増進等事業、令和４年３月。	R6.3.15事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)(令和6年3月17日)」の送付について 問170